

特 240
299

昭和八年二月

聯盟脫退と南洋委任統治

海軍省海軍軍事普及部

(以印刷代原寫)



0010703-000

特 240-299

聯盟脫退と南洋委任統治

海軍省海軍軍事普及部

昭和 8

ABJ

南洋委任統治地域は帝國に取り絕對重要にして滿蒙が陸正面に於ける生命線なるが如く南洋群島は海正面の生命線である。帝國の死命を賭するも之を手放すことは絕對に出來ないことを國民は充分に認識しなければならぬ。

南洋群島が帝國海正面の生命線であることは地圖を一瞥すれば容易に納得せらるゝ處である。

尙法理的にも政治的にも之を手放す必要のないことは本文の通りである。

聯盟脫退と南洋委任統治



我國が聯盟脫退を執行する場合南洋群島が我統治から離れるのではないかとの危惧を抱く向がある模様であるが之れは委任統治と云ふ統治形式が出來た経緯を詳知せぬ人達が「委任」と云ふ文字に誤られて漫然と感ずる感想として尤もなことではあるが全然杞憂に過ぎぬのであつて我國が聯盟を脫退しても南洋群島は依然として我國が「領土として」統治を行ふ権利も義務もあるのであつて脫退前と何等變化がなある。此事は委任統治と云ふ制度の由來理論等を一應研究した者にとつては既に分り切つたことであるから茲には一般の人達に分り易い様に専門的議論を避けて通俗的に大體の説明をする。

南洋群島は大戦前獨逸の領土であり我國が大戦参加後間もなく我海軍が占領したも

のであることは周知の通りだが大戦中我國と英國との間に申合せが出来て同群島は大戦終了後日本の領土とすることに約束してあつたもので同様に南洋群島以外の獨逸植民地の歸屬に就ても聯合國の間に夫れ／＼約束が出来て居たのである。然るに米國は參戰に依つて媾和會議に有力な發言權を獲得し「ウィルソン」大統領は戦争の結果領土を割譲させると云ふことは帝國主義的臭味があり時代遅れだと云ふ様なことを云ひ立て、聯合國が獨逸植民地を併合することに反對した爲米國と其他の聯合國側との間に閣着が起り妥協の結果日英佛諸國側は名を捨て、實をとることとし個々の國が夫れ夫れの占領した領土を獨逸から割譲せしめ併合すると云ふ形を執らずに獨逸は此等植民地を五大國（主たる同盟及聯合國と媾和條約に記されて居る日英米佛伊）全體の爲めに割譲し（「ヴェルサイユ」條約第百十八條及第百十九條）此等五大國は更に相互間の協議に依つて此等植民地を聯盟に代つて統治すると云ふ名義の下に大戦中の申合せ通りに日英佛等に分配歸屬せしめることとなつたのである。（大正八年五月七日聯合國最高會議決定）

而して此分配歸屬を決定した時は聯盟は未だ出来て居らなかつたのであるから聯盟が日本に南洋群島の統治を委任したのではないことは云ふ迄もない、即ち聯盟は委任統治領の割當てにも與らず又割當に與かる權利もなく又所謂委任國に統治を委任したこともなく又左様する權利もないのである。聯盟自身も此事を認めて居るのであつて大正九年八月理事會が採擇した「イーマンス」氏提出の報告中にも又大正十年三月理事會議長から米國政府に宛てた回答（註、米國政府の通牒文並に之に對する聯盟の回答別紙參照）の中にも委任國の選定權は日英米佛伊の五大國代表の最高會議に屬して居たもので聯盟の與り知る所ではないと述べて居る。即ち「聯盟に代り」統治すると云ふ委任統治なるものは五大國が便宜上聯盟の名前を借りた丈けのことである。恰も「天に代りて不義を打つ」と云ふ場合人間が天の名前を借りると同じ様な意味に過ぎないのである。

又委任統治領の割當てと云ふ形で行はれた舊獨逸植民地の分配は前記五大國の最高會議で最終的に決定されたものであり且つ日英佛の所謂委任國を含んだ五大國は此等

領土に對して有する主權を一部たりとも聯盟に讓つたことは嘗てないから聯盟は委任統治國を更迭させる等と云ふ權利は毛頭持つて居ないのである。狂信的聯盟至上主義者とさへ一般に見られて居る「セシル」卿すらも英國議會に於ける答辯中に委任統治領は此等諸國の主權に歸屬したものであつて此等諸國は其主權を何者にも移讓したことはない又委任統治は一度與へられた以上は變更することは出來ぬものであると言明して居る。(一九二七年二月二十三日上院討議)

即ち委任統治と稱する斯様に廻りくどい形式によつて露骨なる領土割讓併合の形をばかして「ウィルソン」氏の顔を立て感情的平和主義者に満足と與へ乍ら日英佛等は最初からの申合せ通り各自の占領した舊獨逸植民地を取得することにしたのである。換言すれば此等の領土は委任統治領とは云ふものゝ其實質に於ては戰勝國たる日英佛等が大戦中各自の占領したる敵國領土を媾和條約に依つて割讓させ取得したと云ふことなのであつて昔からの戦争に附き物である戰敗國の領土割讓と實質的に何等變りはないので唯此事實に糖衣を着せて感傷論者に吞み込み易くした迄のことである。巴里

媾和會議當時から聯盟建設時代にかけて英國代表中の大立物として最も重要な役割を演じ従つて委任統治制度を作り上げた當面の政治家の一人たる故「バルフォア」卿が聯盟理事會の討議(大正十一年五月)に於て委任統治とは征服者が其征服した領土に付いて取得した主權に自ら制限を加へたものであると述べて居る事實に見ても委任統治なるものゝ本質は極めて明瞭である。「バルフォア」卿の見解を南洋群島の場合に當て嵌めて云へば我國は其征服した此等群島を領有すること臺灣樺太の領有と毫も異らぬのであつて唯其主權を行使するに付いては委任統治と云ふ名義を以てすること及聯盟に統治年報を送付する等統治上一定の條件に據ると云ふ制限を我國自ら定めたのだと云ふことに歸着するのである。

以上に依つて國際聯盟の委任統治とは云ふものゝ主權は聯盟には無く我國に在り又委任とは云ふものゝ民法上等で云ふ委任關係は全然存在せぬのであり従つて聯盟を脱退するも聯盟が日本の委任統治を解任すると云ふ如きことは不可能であつて南洋群島は依然として我統治下にあるべきものであることが明白になつたと思ふ。

（別紙一）

合衆國國務長官「ヒューズ」氏より聯盟理事會
に提出したる一九二二年二月二十一日附通牒

合衆國政府は國際聯盟理事會が本日巴里に開催せらるべき會議に於て委任統治條項
竝に割當に關する問題を審議せんとする旨の通報に接したるを以てこの機會に於て一
九二〇年十一月二十日付を以て英國外相ロイド・カーゾン・オブ・ケドルストーン閣下
に宛て受任國の責任の本質に關する合衆國政府の見解を供述したる通牒の寫を國際聯
盟理事會に送附せんとす。

右通牒中に於て特に國際聯盟理事會の注意を懇請せんと欲するは國際聯盟に提出せ
らるべき委任統治形式原案は聯盟理事會に提出するに先立ち合衆國政府に通報ありた
き旨の當政府の要求なりとす、蓋し之に依りて理事會は委任統治の形式に關する合衆
國政府の意見を徴し且つ如何なる決定に就きても其の有効なる爲に必要な當政府の

（別紙一）

合衆國國務長官「ヒューズ」氏より聯盟理事會
に提出したる一九二二年二月二十一日附通牒

合衆國政府は國際聯盟理事會が本日巴里に開催せらるべき會議に於て委任統治條項
竝に割當に關する問題を審議せんとする旨の通報に接したるを以てこの機會に於て一
九二〇年十一月二十日付を以て英國外相ロイド・カーゾン・オブ・ケドルストーン閣下
に宛て受任國の責任の本質に關する合衆國政府の見解を供述したる通牒の寫を國際聯
盟理事會に送附せんとす。

右通牒中に於て特に國際聯盟理事會の注意を懇請せんと欲するは國際聯盟に提出せ
らるべき委任統治形式原案は聯盟理事會に提出するに先立ち合衆國政府に通報ありた
き旨の當政府の要求なりとす、蓋し之に依りて理事會は委任統治の形式に關する合衆
國政府の意見を徴し且つ如何なる決定に就きても其の有効なる爲に必要な當政府の

賛同が豫知せられ且つ之を受くべき基礎の明確なる表示を得べきを以てなり。尚右通牒に曰く「委任統治の原則は國際關係に於ける新原則にして萬國の輿論に特別なる興味を惹起したるものなれば之が確立はあらゆる見地より最も忌憚なき討議を経るを要し且つ委任國の負擔せる義務並に關係各國政府の利害に關聯し委任統治條項を考慮するに十分なる機會を與ふるため國際聯盟理事會に提出せんとする委任統治原案は之れを適當に公表すべきものとす」と（中略）上記各國に對し數國の通牒を發したる當時太平洋に於ける舊獨逸領諸島の委任統治條項及び割當に關し最後の協定を見たり、大統領が合衆國政府の名に於て本件に關し執りたる措置並に上記通牒に於て明かに陳述したるところに依れば合衆國政府が默示的同意を與へたりとの誤解はジュネーヴに於ける聯盟理事會開會の日即ち一九二〇年十二月十七日以前に有効に撤回したるものなり主たる同盟及び聯合國の一として合衆國は獨逸の海外屬領に關し他の主たる同盟及び聯合國と同等の利害關係並に不可分離の關係を有す従つてその處分に關しては平等の發言權を有するものにして合衆國の同意なくんば右の處分は之を企圖し又は之を遂行し能はざるものなることを茲に謹んで陳述す。

依つて合衆國政府は上記委任統治條項に依り拘束せらるると見做し難きことを陳述し之に關する國際聯盟理事會の客年十二月十七日の決定と報ぜらるゝものに對する抗議を記録に止めんとす。同時に又理事會は明かに事實を誤認して行動したるに依り更に考慮を重ねんが爲に右問題を再議せられんことを懇請す且つ本問題の適當なる解決を得るがため當然之を必要とするを以てなり。

なることは理事會の夙に熟知するところにして今や理事會は委任統治様式の處理を委任せられたるを以て右様式の制定者たる各國政府の同情と協力を得んことは最も冀望するところにして且當然之を期待し得るところなり。

合衆國政府通牒の根本主張は理事會の議に附せられたる委任統治に關する決議の有効なる爲には合衆國政府の承認が必要條件なりとなすこれなり戰爭に於て將又媾和の交渉中に於て合衆國は常に指導の一員たる地位にありしを以て合衆國が確保せる權利に對し何人も異議を挟むことを得ずと雖も合衆國は未だ平和條約に批准をなさず且聯盟理事會に代表者を派遣せる事實なきにより本問題は紛争を極むるは合衆國政府に於てやむを得ざるところなりと雖も合衆國政府通牒の論點に關する限り之に立入りて論議をなすは却て理事會の眞意を誤るの虞あるを以て本理事會は寧ろ國際的協力及び友誼の廣き立脚點より事件を考究せんと欲す蓋しこの方法によりてこそ合衆國政府及び人民の正義の觀念に訴ふるところあるべきを信ずればなり委任統治に關し理事會のなしたる數個の重要な決議は合衆國政府の容るゝところとならんことは本理事會の切

望に堪えざるところとす。(中略)

由來委任統治の如く錯雜せる問題を處理するには單なる形式的通牒の往復のみによりては到底其の解決を期し難し各自親しく接觸し直接交渉をなすに於て初めて満足なる解決に到達するを得べし斯くて國際聯盟の眞精神にも適應し自由且つ迅速に事を處理するの便宜を増すのみならず延いては同一の卓を圍みて相會する者之間に和衷協同の精神を醸成するの結果を齎すべし、第三種C式委任統治即ち南阿及太平洋に於ける舊獨逸領に關しては理事會はA、B兩式に於けると同様なる行動の自由を有せず蓋しC式委任統治は一九二〇年十二月十七日ジュネーヴに於ける會議に於て理事會の既に決定せりと諒解するに右C式委任統治に關しては合衆國政府の反對せらるゝ要點は合衆國政府が屢々チャップ島を一國の管理に歸せしめる件に付同意を拒絶したるにも拘らず理事會は日本に附與したる委任統治地域内にチャップを包含せしめたりとの點に在り然れども聯盟理事會に於て閣下の御一考を煩はさんとするは抑も委任統治地域の割當たるや最高會議の權限に屬し聯盟理事會の關する處にあらざるの點なり、既に同盟及

聯合國に於て赤道以北の諸島は全部日本に割當せられたる旨の通知に接したるを以て
 理事會は委任統治條項の決定に關し其の委任を果したるに過ぎず、要之誤解の存する
 はヤップ島の割當にしてしかも問題は合衆國と主なる同盟國間の問題にして合衆國と
 國際聯盟國の問題にあらずと雖も米國政府の抗議ありたるを以て聯盟理事會は不取敢
 英、佛、伊、日各國の政府に對し右米國政府の通牒を傳達したる次第なり以上の説明
 に依つて合衆國政府は満足の意を表せられ以て相互の好意に依り委任統治の主義の裏
 面に流るゝ寛大の精神と調和すべき解決を見るに至らむことは理事會の切望に堪えら
 る處なり。○
 一九二一年三月一日より三月三日の三日に於て巴黎に於て國際聯盟理事會議長東郷
 久の議長として開かれたる會議は、先づ第一に委任統治の條項の決定に關し其の委任を果
 したるに過ぎず、要之誤解の存するはヤップ島の割當にしてしかも問題は合衆國と主
 なる同盟國間の問題にして合衆國と國際聯盟國の問題にあらずと雖も米國政府の抗議
 ありたるを以て聯盟理事會は不取敢英、佛、伊、日各國の政府に對し右米國政府の通
 牒を傳達したる次第なり以上の説明に依つて合衆國政府は満足の意を表せられ以て相
 互の好意に依り委任統治の主義の裏面に流るゝ寛大の精神と調和すべき解決を見るに
 至らむことは理事會の切望に堪えらる處なり。○

帝國委任統治關係文書

目次

- 一、C式委任統治地域割當ニ關スル巴厘講和會議(最高會議)決議……………一
- 二、國際聯盟規約第二十二條々文……………三
- 三、同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約第百十八條及第百十九條々文……………六
- 四、太平洋中赤道以北ニ位スル舊獨逸國屬地ニ對スル委任統治條項……………七
- 五、C式委任統治ニ關スル帝國政府ノ宣言……………二二
- 六、C式委任統治條項ニ關スル聯盟國宛事務總長書翰……………三三
- 七、「ヤップ」島及他ノ赤道以北ノ太平洋委任統治諸島ニ關スル日米條約
及附屬交換公文……………二四
- 八、本件關係外務省告示……………二六

新西蘭ノ委任統治トス

太平洋中赤道以南ノ獨逸領諸島但シ「サモア」諸島及「ナウル」ヲ除ク

濠太利聯邦ノ委任統治トス

「ナウル」

英帝國ノ委任統治トス

赤道以北ノ獨逸領諸島

日本國ノ委任統治トス

二、千九百十五年四月二十六日ノ倫敦條約第十三條ノ適用ヲ審議スル爲英帝國佛蘭

西國及伊太利國ノ各一名ノ代表者ヨリ成ル聯合國委員會ヲ組織スルコト

三、上記決議ハ之ヲ公表スルコト

二、國際聯盟規約第二十二條々文

第二十二條

一、今次ノ戰爭ノ結果從前支配シタル國ノ統治ヲ離レタル植民地及領土ニシテ近代世界ノ激甚ナル生存競爭狀態ノ下ニ未タ自立シ得サル人民ノ居住スルモノニ對シテハ該人民ノ福祉及發達ヲ計ルハ文明ノ神聖ナル使命ナルコト及其ノ使命遂行ノ保障ハ本規約中ニ之ヲ包容スルコトノ主義ヲ適用ス

二、此ノ主義ヲ實現スル最善ノ方法ハ該人民ニ對スル後見ノ任務ヲ先進國ニシテ、資源經驗又ハ地理的位置ニ因リ最此ノ責任ヲ引受クルニ適シ且之ヲ受諾スルモノニ委任シ之ヲシテ聯盟ニ代リ受任國トシテ右後見ノ任務ヲ行ハシムルニ在リ

三、委任ノ性質ニ付テハ人民發達ノ程度、領土ノ地理的地位、經濟狀態其ノ他類似ノ事情ニ從ヒ差異ヲ設クルコトヲ要ス

四、從前土耳其帝國ニ屬シタル或部族ハ獨立國トシテ假承認ヲ受ケ得ル發達ノ程度ニ

達シタリ尤モ其ノ自立シ得ル時期ニ至ル迄施政上受任國ノ助言及援助ヲ受クヘキモ
 ノトス前記受任國ノ選定ニ付テハ主トシテ當該部族ノ希望ヲ考慮スルコトヲ要ス
 五、他ノ人民殊ニ中央阿弗利加ノ人民ハ受任國ニ於テ其ノ地域ノ施政ノ責ニ任スヘキ
 程度ニ在リ尤モ受任國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セサル限リ良心及信教ノ自由ヲ
 許與シ、奴隸ノ賣買又ハ武器若ハ火酒類ノ取引ノ如キ弊習ヲ禁止シ並築城又ハ陸海
 軍根據地ノ建設及警察又ハ地域防衛以外ノ爲ニスル土民ノ軍事教育ヲ禁遏スヘキコ
 トヲ保障シ且他ノ聯盟國ノ通商貿易ニ對シ均等ノ機會ヲ確保スルコトヲ要ス
 六、西南阿弗利加及或南太平洋諸島ノ如キ地域ハ人口ノ稀薄、面積ノ狭小、文明ノ中
 心ヨリ遠キコト又ハ受任國領土ト隣接セルコト其ノ他ノ事情ニ因リ受任國領土ノ構
 成部分トシテ其ノ國法ノ下ニ施政ヲ行フコトヲ要ス但シ受任國ハ土着人民ノ利益ノ
 爲前記ノ保障ヲ與フルコトヲ要ス

七、各委任ノ場合ニ於テ受任國ハ其ノ委託地域ニ關スル年報ヲ聯盟理事會ニ提出スヘ
 シ

八、受任國ノ行フ權限、監理又ハ施政ノ程度ニ關シ豫メ聯盟國間ニ合意ナキトキハ聯
 盟理事會ハ各場合ニ付之ヲ明定スヘシ

九、受任國ノ年報ヲ受理審査セシメ且委任ノ實行ニ關スル一切ノ事實ニ付聯盟理事會
 ニ意見ヲ具申セシムル爲常設委員會ヲ設置スヘシ

三、同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約

第一百十八條

獨逸國ハ本條約ニ定メタル其ノ歐羅巴ニ於ケル國境外ノ地域ニ於テ自國又ハ其ノ同盟國ノ領土内ニ又ハ該領土ニ關シテ有スル一切ノ權利、權限及特權並發生事由ノ如何ヲ問ハス同盟及聯合國ニ對シテ有スル一切ノ權利、權限及特權ヲ拋棄ス

獨逸國ハ前項ノ規定實行ノ爲主タル同盟及聯合國カ必要ナル場合ニハ第三國ト協議シテ現在又ハ將來ニ於テ執ルコトアルヘキ措置ヲ承認シ且之ニ遵由スルコトヲ茲ニ約ス獨逸國ハ殊ニ特定事項ニ關スル左ノ各條ヲ受諾スルコトヲ聲明ス

第一百十九條

獨逸國ハ其ノ海外屬地ニ關スル一切ノ權利及權限ヲ主タル同盟及聯合國ノ爲ニ拋棄ス

四、太平洋中赤道以北二位スル舊獨逸國屬地

ニ對スル委任統治條項

國際聯盟理事會ハ

千九百十九年六月二十八日「ヴェルサイユ」ニ於テ署名シタル獨逸國トノ平和條約第百十九條ニヨリ獨逸國ハ太平洋中赤道以北二位スル諸群島ヲ包含スル其ノ海外屬地ニ關スル一切ノ權利ヲ主タル同盟及聯合國ノ爲ニ拋棄シタルニ因リ
主タル同盟及聯合國ハ同平和條約第一編(國際聯盟規約)第二十二條ニ準據シ前記諸島ノ施政ヲ行フノ委任ヲ日本國皇帝陛下ニ付與スルコトニ一致シ且右委任統治條項ヲ左ノ通定ムヘキコトヲ提議シタルニ因リ

日本國皇帝陛下ハ前記諸島ニ關スル委任ヲ受諾スルニ決シ且左記ノ規定ニ準據シ國際聯盟ニ代リ該委任ヲ實行スルコトヲ約シタルニ因リ

前記第二十二條第八項ハ受任國ノ行フ權限、監理又ハ施政ノ程度ニ關シ豫メ聯盟國間

ニ合意ナキトキハ聯盟理事會ハ之ヲ明定スヘキコトヲ規定スルニ因リ、前記委任ヲ確認シ其ノ條項ヲ左ノ如ク定ム

第一條

日本國皇帝陛下（以下受任國ト稱ス）ニ委任ヲ付與シタル諸島ハ太平洋中赤道以北ニ位スル舊獨逸領諸島ノ全部ヲ含ム

第二條

受任國ハ本委任統治條項ニ依ル地域ニ對シ日本帝國ノ構成部分トシテ施政及立法ノ全權ヲ有スヘク且情況ニ應シ必要ナル地方的變更ヲ加ヘテ本地域ニ日本帝國ノ法規ヲ適用スルコトヲ得

受任國ハ本委任統治條項ニ依ル地域ノ住民ノ物質的及精神的幸福並社會的進歩ヲ極力増進スヘシ

第三條

受任國ハ奴隸買賣ヲ禁止スルコト並須要ナル公共的工事及役務ノ爲ニスル場合ヲ除ク

ノ外強制勞働ヲ許容セサルコトヲ督視スヘシ右例外ノ場合ニ於テモ相當ノ報償ヲ支拂フコトヲ要ス

受任國ハ又千九百十九年九月十日署名ノ武器取引ノ取締ニ關スル條約又ハ之ヲ修正スル條約ニ規定スル所ト同様ナル原則ニ準據シ武器彈藥ノ取引ヲ取締ルコトヲ督視スヘシ

土着民ニ火酒及酒精飲料ヲ供給スルコトヲ禁止スヘシ

第四條

土着民ノ軍事教育ハ地域内警察及本地域ノ地方的防衛ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ禁止スヘシ又本地域内ニ陸海軍根據地又ハ築城ヲ建設スルコトヲ得ス

第五條

公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ノ維持ニ關スル地方的法規ニ反セサル限り受任國ハ本地域内ニ於テ良心ノ自由並ニ各種禮拜ノ自由執行ヲ確保シ又聯盟國ノ國民タル一切ノ宣教師カ其ノ職務ヲ行フ爲本地域内ニ至リ、旅行シ又ハ居住スルコトヲ許スヘシ

第六條

受任國ハ國際聯盟理事會ヲ満足セシムヘキ年報ヲ同理事會ニ提出スヘシ該年報中ニハ本地域ニ關スル詳細ナル情報ヲ記載シ且第二條乃至第五條ニ依リ負擔シタル義務ヲ實行スル爲ニ執リタル諸般ノ措置ヲ表示スヘシ

第七條

本委任統治條項ノ規定ヲ變更スルニハ國際聯盟理事會ノ同意ヲ要ス
受任國ハ本委任統治條項ノ規定ノ解釋又ハ適用ニ關シ受任國ト他ノ聯盟國トノ間ニ紛争ヲ生シタル場合ニ於テ其ノ紛争カ交渉ニヨリ解決スルコト能ハサルトキハ之ヲ國際聯盟規約第十四條ニ規定スル常設國際司法裁判所ニ付託スヘキコトニ同意ス
本宣言ハ國際聯盟ノ記録ニ之ヲ寄託スヘク國際聯盟事務總長ハ本書ノ認證牒本ヲ獨逸國トノ平和條約ノ署名國ニ送付スヘシ
千九百二十年十二月十七日「ジュネヴ」ニ於テ作成ス

五、C式委任統治條項ニ關スル帝國政府ノ宣言

(大正九年十二月七日)

帝國政府ハ國際聯盟ノ根本精神上將又聯盟規約ノ解釋上通商及貿易上ノ機會均等ノ保障ニ關スル一項ヲC式委任統治條項中ニ挿入スヘシトノ帝國政府從來ノ主張カ正當ナルコトノ確信ヲ有ス然レトモ和衷協同ノ精神ヨリ且本問題ヲ未解決ノ儘ニ存置セシムルヲ欲セサルニ依リ帝國政府ハ現在ノ形式ニ於テ委任統治條項ヲ制定スルニ同意スルコトニ決シタリ
尤モ右ノ決定ハ委任統治地域ニ於テ帝國臣民カ差別的且不利益ナル待遇ヲ受クルコトヲ帝國政府ニ於テ容認シタルモノト見做スヲ得ス又帝國政府ハ帝國臣民カ從來是等ノ地域ニ於テ享有シタル權利及利益ノ充分ニ尊重セラルヘシトノ主張ヲ右決定ニ依リテ拋棄シタルモノニ非ス

六、C式委任統治條項ニ關スル聯盟國宛國際聯盟

事務總長通牒

以書翰啓上致候陳者予ハ國際聯盟理事會カ「イーマンス」閣下ヲ議長トセル十二月十七日ノ「ジュネーヴ」ニ於ケル理事會ノ會合ニ於テ規約第二十二條第六項ニ從ヒ左ノ委任統治條項ヲ決定シタル旨ヲ貴聯盟國ニ通知スルノ光榮ヲ有シ候

- 右委任統治トハ左ノ地域ニ關スル「グレイト・ブリテン」國ノ委任統治即チ
 - (一) 英國皇帝陛下ニ付與セラレ且南「アフリカ」聯邦政府カ皇帝陛下ニ代リテ行フヘキ獨逸國領南西「アフリカ」ニ對スル委任統治
 - (二) 英國皇帝陛下ニ附與セラレ且「ニール・ジラランド」政府カ皇帝陛下ニ代リテ行フヘキ獨逸國領「サモア」ニ對スル委任統治
 - (三) 英國皇帝陛下ニ付與セラレタル「ナウル」島ニ對スル委任統治
 - (四) 英國皇帝陛下ニ付與セラレ且「オーストラリア」聯邦政府カ皇帝陛下ニ代リテ

行フ獨逸國領「サモア」及「ナウル」ヲ除ク太平洋中赤道以南ニ位スル獨逸國屬

地ニ對スル委任統治

及日本國皇帝陛下ニ付與セラレタル太平洋中赤道以北ニ位スル獨逸國屬地ニ關スル委任統治ニ有之候

予ハ添附ノ右委任統治本文ヲ日本國政府ニ依ル宣言ト共ニ送付スルノ光榮ヲ有シ候

敬具

千九百二十一年一月十五日

「ジュネーヴ」ニ於テ

國際聯盟事務總長

エリック・ドラモンド

七、「ヤップ」島及他ノ赤道以北ノ太平洋委任統治諸島ニ關スル日米條約

大正十一年二月十一日華盛頓ニ於テ署名(英文)
同 十一年六月二十三日 批 准
同 十一年七月十三日華盛頓ニ於テ批准書交換
同 十一年七月十三日 公 布
同 十一年七月十三日 實 施

日本國及亞米利加合衆國ハ

千九百十九年六月二十八日署名セラレタル「ヴェルサイユ」條約第百十九條ニ依リ獨逸國カ同條約ニ謂フ主タル同盟及聯合國タル諸國即チ亞米利加合衆國、英帝國、佛蘭西國、伊太利國及日本國ノ爲ニ其ノ海外屬地ニ關スル一切ノ權利及權限ヲ拋棄シタルコトヲ思ヒ

前記「ヴェルサイユ」條約第百十九條ニ依リ合衆國ニ歸屬スル利益ハ合衆國及獨逸國間ノ友好關係ヲ恢復セムカ爲千九百二十一年八月二十五日署名セラレタル兩國間ノ條約ニ依リ確認セラレタルコトヲ思ヒ

前記四國即チ英帝國、佛蘭西國、伊太利國及日本國ハ「ヴェルサイユ」條約ニ依リ太平洋中赤道以北ニ位スル舊獨逸領諸群島ニ付左記ノ條項ニ準據シテ其ノ施政ヲ行フノ委任ヲ日本國皇帝陛下ニ付與スルコトニ一致シタルコトヲ思ヒ

第一條 日本國皇帝陛下(以下受任國ト稱ス)ニ委任ヲ付與シタル諸島ハ太平洋中赤道以北ニ位スル舊獨逸領諸島ノ全部ヲ含ム

第二條 受任國ハ本委任統治條項ニ依ル地域ニ對シ日本帝國ノ構成部分トシテ施政及立法ノ全權ヲ有スヘク且情況ニ應シ必要ナル地方的變更ヲ加ヘテ本地域ニ日本帝國ノ法規ヲ適用スルコトヲ得

受任國ハ本委任統治條項ニ依ル地域ノ住民ノ物質的、精神的及幸福並社會的進歩ヲ極力増進スヘシ

第三條 受任國ニ奴隸賣買ヲ禁止スルコト並須要ナル公共的工業及役務ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外強制労働ヲ許容セザルコトヲ督視スヘシ右例外ノ場合ニ於テモ相當ノ報償ヲ支拂フ事ヲ要ス

受任國ハ又千九百十九年九月十日署名ノ武器取引ノ取締ニ關スル條約又ハ之ヲ修正スル條約ニ規定スル所ト同様ナル原則ニ準據シ武器彈藥ノ取引ヲ取締ルコトヲ督視スヘシ

土着民ニ火酒及酒精飲料ヲ供給スルコトヲ禁止スヘシ

第四條 土着民ノ軍事教育ハ地域内警察及本地域ノ地方的防衛ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ禁止スヘシ又本地域内ニ陸海軍根據地又ハ築城ヲ建設スルコトヲ得ス

第五條 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ノ維持ニ關スル地方的法規ニ反セザル限り受任國ハ本地域内ニ於テ良心ノ自由並各種禮拜ノ自由執行ヲ確保シ又聯盟國ノ國民タル一切ノ宣教師カ其ノ職務ヲ行フ爲本地域内ニ到リ、旅行シ又ハ居住スルコトヲ許スヘシ

第六條 受任國ハ國際聯盟理事會ヲ満足セシムヘキ年報ヲ同理事會ニ提出スヘシ該年報中ニハ本地域ニ關スル詳細ナル情報ヲ記載シ且第二條乃至第五條ニ依リ負擔シタル義務ヲ實行スル爲ニ執リタル諸般ノ措置ヲ表示スヘシ

第七條 本委任統治條項ノ規定ヲ變更スルニハ國際聯盟理事會ノ同意ヲ要ス

受任國ハ本委任統治條項ノ規定ノ解釋又ハ適用ニ關シ受任國ト他ノ聯盟國ノ間ニ紛争ヲ生シタル場合ニ於テ其ノ紛争カ交渉ニ依リ解決スルコト能ハサルトキハ之ヲ國際聯盟規約第十四條ニ規定スル常設國際司法裁判所ニ付託スヘキコトニ同意ス

合衆國ハ「ヴェルサイユ」條約ヲ批准セス且前記委任ニ關スル協定ニ參加セザリシコトヲ思ヒ

前記諸島殊ニ「ヤップ」島ニ於ケル兩國政府及其ノ各自ノ國民ノ權利ニ關シ確定的了解ニ到達セムコトヲ希望シ此ノ目的ノ爲條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

日本國皇帝陛下

亞米利加合衆國駐劄特命全權大使男爵幣原喜重郎

亞米利加合衆國大統領

合衆國國務卿「チャールス・エヴァンズ・ヒューズ」

前記各委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條

本條約ノ規定ヲ留保シテ合衆國ハ日本國カ前記委任ニ依リ太平洋中赤道以北ニ位スル一切ノ舊獨逸領諸島ノ施政ヲ行フコトニ同意ス

第二條

合衆國ハ國際聯盟ノ聯盟國ニ非サルモ同國及其ノ國民ハ前記委任統治條項第三條、第四條及第五條ニ規定スル日本國ノ約束ノ一切ノ利益ヲ享クヘシ
締約國ハ尙左ノ如ク約定ス

(一) 日本國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セサル限り良心ノ完全ナル自由及各種禮拜

ノ自由執行ヲ右諸島ニ於テ確保スヘシ斯ル一切ノ宗教ノ米國人宣教師ハ右諸島ニ入り且右諸島内ニ旅行シ及居住シ且右諸島内ニ於テ財產ヲ取得シ及占有シ、宗教的建物ヲ建設シ及學校ヲ開設スルノ自由ヲ有スヘシ尤モ日本國ハ公ノ秩序及善政ヲ維持スルニ必要ナルヘキ監理ヲ行ヒ且右監理上必要ナル一切ノ措置ヲ執ルノ權利ヲ有スルモノトス

(二) 委任統治諸島ニ於ケル米國人ノ既得財產權ハ尊重セララルヘク且如何ナル手段ニ依ルモ侵害セラレサルヘシ

(三) 日本國及合衆國間ノ現存諸條約ハ委任統治諸島ニ之ヲ適用スヘシ

(四) 日本國ハ其ノ國際聯盟理事會ニ提出スヘキ委任ノ統治ニ關スル年報ノ原本ヲ合衆國ニ送付スヘシ

(五) 本條約ニ記載シタル事項ハ本條約ニ引用シタル委任統治條項ニ加ヘラルコトアルヘキ變更ニ依リ影響ヲ受ケルコトナカルヘシ但シ右變更ニ對シ合衆國カ明ニ

同意シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條

合衆國及其ノ國民ハ現存「ヤップ」「グアム」海底電信線又ハ將來合衆國若ハ其ノ國民ノ敷設シ若ハ運用スルコトアルヘキ「ヤップ」島ニ接続スル海底電信線ノ陸揚及運用ニ關スル一切ノ事項ニ付日本國及他ノ各國又ハ其ノ各自ノ國民ト全然均等ノ地歩ニ於テ「ヤップ」島ニ自由ニ出入スルコトヲ得ヘシ

前項ニ定ムル權利及特權ハ又無線電信ニ依ル通信ニ關シ合衆國政府及其ノ國民ニ許與セラルヘシ但シ日本國政府カ「ヤップ」島ニ適當ナル無線電信局ヲ設立維持シ差別的料金ヲ課スルコトナク又順位ヲ附スルコトナク海底電信線及船舶又ハ海岸ニ在ル他ノ無線電信局トノ間ニ有效ニ通信ヲ接続スル限リハ合衆國又ハ其ノ國民カ同島ニ於テ無線電信局ヲ設置スルノ權利ノ行使ハ之ヲ停止スヘシ

第四條

第三條ニ定ムル權利ニ關聯シテ左記諸項ノ特殊權利、特權及免除ハ電氣通信ニ關スル

限リ合衆國及其ノ國民ハ「ヤップ」島ニ於テ之ヲ享有スヘシ

- (一) 合衆國國民ハ同島ニ於テ無制限ノ居住權ヲ有スヘク且合衆國及其ノ國民ハ日本國若ハ他ノ各國又ハ其ノ各自ノ國民ト全然均等ノ地歩ニ於テ一切ノ動産不動産及之ニ關スル利益（土地、建物、住居、事務所、工場及附屬物ヲ含ム）ヲ取得シ及保持スルノ權利ヲ有スヘシ
- (二) 合衆國々民ハ第三條ノ規定ニ從ヒ同島ニ於テ海底電信線ヲ陸揚及運用シ若ハ無線電信局ヲ設置スルカ爲又ハ本條及ヒ第三條ニ定ムル權利及特權ヲ享有スルカ爲許可又ハ免許ヲ受ケルノ義務ヲ有セス
- (三) 海底電信線又ハ無線電信ニ依ル通信又ハ運用ニ關シ檢閲又ハ監督ヲ行フヘカラス
- (四) 合衆國々民ハ其ノ身體及財産ニ付同島出入ノ完全ナル自由ヲ有スヘシ
- (五) 海底電信線若ハ無線電信局ノ運用ニ關シ又ハ財産、人若ハ船舶ニ關シ租稅、港灣又ハ陸揚ニ關スル課金又ハ如何ナル性質ノ取立金モ一切之ヲ徵收スヘカラス

(六) 差別的警察規則ハ之ヲ實施スヘカラス
(七) 日本國政府ハ合衆國又ハ其ノ國民カ他ノ方法ヲ以テシテハ同島ニ於テ電氣通信ノ目的ノ爲必要ナル財產又ハ便宜ヲ得ルコト能ハサル場合ニハ之ヲ同國又ハ其ノ國民ニ確保スル爲公用徵收權ヲ行使スヘシ

右徵收セラレヘキ土地ノ位置及面積ハ各場合ノ需要ニ從ヒ兩國政府間ニ協定スヘキモノトス
同島ニ於テ電氣通信ノ目的ニ供セラルル合衆國又ハ其ノ國民ノ財產及便宜ハ公用徵收ヲ受タルコトナカルヘシ

第五條

本條約ハ締約國ニ於テ其ノ各自ノ憲法ニ從ヒ批准セラレヘシ本條約ノ批准書ハ出來得ル限リ速ニ華盛頓ニ於テ交換スヘク且本條約ハ其ノ批准書交換ノ日ヨリ實施セラレヘシ
右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印ス

千九百二十二年二月十一日華盛頓市ニ於テ本書ニ通テ作成ス

幣原喜重郎(印)

シ
大正十一年二月十一日華盛頓ニ於テ

同上附屬交換公文

大正十一年二月十一日華盛頓ニ於テ
同 年七月十三日官報掲載

幣原大使往翰

以書翰致啓上候陳者本日日本國ノ委任統治ニ屬スル太平洋中赤道以北ニ位スル諸島ニ關スル日米條約ニ署名セムトスルニ當リ本官ハ本國政府ノ委任ヲ受ケ茲ニ右諸島ノ港及水面ニ到來スル合衆國ノ國民及船舶ヲ遇スルニ常例ノ國際禮讓ヲ以テスルコトヲ關下ニ保證スルノ光榮ヲ有シ候

本官ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

千九百二十二年二月十一日

華盛頓日本帝國大使館ニ於テ

幣原喜重郎

國務卿チャールス・イー・ヒューズ閣下

國務卿復翰

以書翰致啓上候陳者日本國政府ニ於テ日本國ノ委任統治諸島ノ港及水面ニ到來スル米國ノ國民及船舶ヲ遇スルニ常例ノ國際禮讓ヲ以テスルノ意思ヲ有スル越千九百二十二年二月十一日附貴翰ヲ以テ御申越相成致敬承候
本官ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

千九百二十二年二月十一日

華盛頓國務省ニ於テ

チャールス・イー・ヒューズ

日本國大使男爵幣原喜重郎閣下

國務卿來翰

以書翰致啓上候陳者本日日本國ノ委任統治ノ下ニ在ル舊獨逸國屬地ニ關スル日米條約ニ署名セムトスルニ當リ本官ハ若シ將來合衆國政府カ濠洲及新西蘭ニ適用セラレヘキ通商條約ヲ締結スルノ機會アル場合ニハ目下右屬領ノ施設ノ下ニ在ル赤道以南ノ委任統治諸島ニ右條約ヲ及ホサシムルコトニ努ムヘキ旨ヲ陳述スルノ光榮ヲ有シ候尤モ合衆國ハ未タ此等諸島ニ關スル委任統治ニ同意ヲ與フルノ條約ヲ締結スルニ至ラサルコトヲ附言致候

尙本官ハ委任統治ノ下ニ在ル舊獨逸國領土ニ關スル條約ヲ締結スルニ當リ合衆國政府ハ委任統治權ヲ有スル政府ニ於テ其ノ委任統治ノ施設ニ關スル年報ノ複本ヲ主タル同盟及聯合國ノ一國トシテノ合衆國ニ送付スヘキコトヲ要求スルノ意思ヲ有スル旨ヲ陳

總スルノ光榮ヲ有シ候

本官ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

千九百二十二年二月十一日

華盛頓國務省ニ於テ

チャールス・イー・ヒューズ

日本國大使男爵幣原喜重郎閣下

幣原大使復翰

以書翰致啓上候陳者若シ將來合衆國政府カ濠洲及新西蘭ニ適用セラレヘキ通商條約ヲ締結スルノ機會アル場合ニハ濠洲及新西蘭ノ委任統治ノ下ニ在ル赤道以南ノ諸島ニ右條約ヲ及ホサシムルコトニ努ムヘキ趣竝ニ今後委任統治ノ下ニ在ル舊獨逸國領土ニ關スル條約ヲ締結スルニ當リ合衆國政府ハ委任統治國ニ於テ右委任統治地域ノ施政ニ關スル年報ノ複本ヲ主タル同盟及聯合國ノ一國トシテノ合衆國ニ送付スヘキコトヲ要求

スルノ意思ヲ有スル趣本日附貴翰ヲ以テ御申越相成致敬承候

右貴下ノ御通報了承旁本使ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

千九百二十二年二月十一日

華盛頓日本帝國大使館ニ於テ

幣原喜重郎

國務卿チャールス・イー・ヒューズ閣下

八、本件關係外務省告示

外務省告示第十六號

同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約第二十二條及第一百九條ニ關シ大正八年五月七日
巴里媾和會議ハ左記第一ノ決議ヲ爲シ大正九年十二月十七日國際聯盟理事會ハ「ジエ
ネーヴ」ニ於テ該媾和會議決議及前記條約第二十二條第八項ニ基キ左記第二ノ決定ヲ
爲シ帝國政府ハ今般右國際聯盟理事會決定ノ認證牒本ヲ接受シタリ右國際聯盟理事會
ノ決定ヲ爲スニ當リ帝國代表者ハ左記第三ノ宣言ヲ爲シ之ヲ記錄ニ留メタリ

大正十年四月二十九日

外務大臣伯爵 內 田 康 哉

第一 巴里媾和會議決議（本稿一參照）

第二 赤道以北太平洋舊獨逸領諸島委任統治條項（本稿四參照）

第三 帝國政府ノ宣言（本稿五參照）

